

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年6月29日 07時15分ごろ
発生場所	愛知県西尾市味沢漁港沖 榮生灯台から真方位176° 1,200m付近 (概位 北緯34°48.8' 東経136°59.9')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年7月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.0m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.1m
事故の経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、味沢漁港沖の南防波堤付近で釣りをを行う目的で、船外機の燃料油の供給コックが開放されていない状態のまま、同漁港を出発した。 本船は、南防波堤西方約40mにおいて、船外機が停止した。 操縦者は、右舷船尾部に腰を掛けて右舷方を向き、同乗者は左舷船首部に腰を掛けていたが、操縦者が船外機のスターターハンドルを勢いよく引いた際、体勢を崩し、右舷側に転倒して船体が右舷側に傾き、船内に海水が流入して転覆した。 操縦者及び同乗者は転落したが、転覆した場所の水深が浅く歩行ができたので、本船を引いて南防波堤付近の陸岸に到着した。
分析	本船は、船外機が停止した状態で漂泊中、操縦者が、右舷船尾部で船外機のスターターハンドルを勢いよく引いた際、体勢を崩して右舷側に転倒したことから、船体の重心が右舷側に偏り、右舷側に傾いた状態で船内に海水が流入し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船外機が停止した状態で漂泊中、操縦者が、右舷船尾部で船外機のスターターハンドルを勢いよく引いた際、体勢を崩して右舷側に転倒したため、船体の重心が右舷側に偏り、右舷側に傾いた状態で船内に海水が流入し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートの操縦者は、船外機のスターターハンドルを引く場

合、船体の重心が舷側に偏らないように注意すること。

- ・ミニボートの操縦者は、出港前に燃料油の供給コックが開放されていることを確認すること。